

神戸市空き家・空き地地域利用応援制度
空き家地域利用片付け支援事業補助金交付要綱

令和元年6月3日 都市局長決定

令和3年3月31日 都市局長最終改正

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市内にある空き家の利活用を促進するため、片付け作業にかかる費用について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 現に居住者又は利用者がおらず、今後も居住の用途に供される見込みのない住宅（住宅用途の部分が延べ面積の半分を超えているものに限る）をいう。
- (2) 地域利用バンク 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社が実施する「空き家・空き地地域利用バンク」をいう。
- (3) 登録団体 地域利用バンクに登録された団体をいう。
- (4) 片付け作業 空き家内の家財道具等を処分及び整理する作業をいう。
- (5) 賃貸及び売買契約等 使用貸借契約及び賃貸借契約並びに譲渡契約及び売買契約をいう。

(対象となる空き家)

第3条 補助事業の対象となる空き家（以下、「対象空き家」という。）は、次の各号に定めるいずれかの要件を満たす物件とする。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合はこの限りではない。

- (1) 地域利用バンクに登録されている物件。ただし、原則として登録日から1年以上登録を継続するものとする。
- (2) 前号の物件所有者と登録団体の間において賃貸及び売買契約等（任意団体の場合は代表者名による契約を含む）を締結した物件。

2 過去にこの要綱に定める補助金の交付を受けている物件は補助事業の対象としないものとする。

(補助金の交付要件)

第4条 補助金の交付を受けることのできる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす対象空き家の所有者もしくはその借主とする。

- (1) 対象空き家が共有名義の場合、この要綱に規定する補助金の交付申請に全所有者が同意していること。
- (2) 使用貸借契約及び賃貸借契約を締結した場合は対象空き家の所有者が片付け作業に同意していること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定

する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）でないこと。

2 補助金は、同一申請者（当該空き家の共有者を含む）に対し、補助事業を実施する年度につき3回を上限に交付するものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費は、片付け作業に要した費用のうち、次に掲げる各号の合計とする。なお、産業廃棄物にかかる処分費用等は補助金の交付対象とはしないものとする。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業者に依頼する際のごみの収集運搬料金及び処分手数料
- (2) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第11条及び第19条に規定する料金（特定家庭用機器の引取運搬料金及びリサイクル料金）
- (3) 家財道具の整理及び分別を依頼する際にかかる費用

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条に規定する経費の10分の10に相当する額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、その上限は200,000円とする。ただし、補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）が法人の場合、消費税及び地方消費税に相当する額は含まないものとする。

（交付申請）

第7条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、補助事業の着手前に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 地域利用バンク登録完了通知書の写し
- (3) 空き家室内及び家財道具等の写真
- (4) 補助対象経費が分かるもの（見積書）の写し
- (5) 対象空き家の所有者または共有者が片付け作業及び本補助金の交付の申請に同意していることを証する書類の写し
- (6) 賃貸及び売買等に係る契約書の写し（第3条第1項第2号に該当する場合のみ）
- (7) その他市長が必要とする書類

（交付の決定）

第8条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不適當である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書（様式第3号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（補助事業の着手）

第9条 補助事業の着手は、前条第1項による交付決定を受けた日以降でなければならない。なお、着手とは、前条第1項の交付決定通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が片付け作業にかかる請負契約を締結することをいう。

（立入検査等）

第10条 市長は、補助事業の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員を対象空き家に立ち入らせ、関係書類を検査させ、もしくは関係者に対して質問させることができる。

（事業の変更）

第11条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適當であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第6号）又は事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告書の提出及び補助金の請求）

第12条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を、片付け作業の完了後、速やかに、または当該事業の交付決定通知書の属する市の会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式第8号）
- (2) 補助金請求書（様式第9号）
- (3) 片付け作業後の室内の写真
- (4) 片付け作業にかかる契約内容を証する書類（請負契約書等）の写し
- (5) 補助対象経費が分かるもの（請求書または領収書）の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の補助金の請求について、片付け作業を行った業者に委任する場合は、受領委任状（様式第12号）を市長に提出するものとする。

3 次の各号のすべてを満たす場合、第1項に規定する補助金請求書の提出を省略することができる。

- (1) 第7条に規定する補助金交付申請書に補助金振込口座の指定があること。
- (2) 第8条における交付の決定及び第11条における補助事業の変更承認にあたって、本要綱に規定する事項以外の交付条件が付加されていないこと。

- (3) 第2項に規定する受領委任をしないこと。
- (4) 補助申請額と交付決定金額が同じであること。

(完了検査)

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出及び補助金の請求があったときは、書類審査等により完了検査を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の交付額を確定する。

(交付額の確定)

第14条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書（様式第10号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、確定した補助金の交付額が、補助金の交付決定における交付額（補助事業の内容等を変更（軽微な変更を除く。以下同じ。）した場合にあっては、交付決定変更）と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。
- 3 第1項の通知後、又は通知を省略したときは交付額の確定後、市長は速やかに補助金を補助事業者へ支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定（補助事業の内容等を変更した場合にあっては、交付決定変更）の全部又は一部を取消したときは、速やかにその旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(広報への協力)

第16条 補助事業者は、ホームページへの掲載等、市の広報において事例として紹介することについて了承し、必要な協力をを行うこととする。

- 2 前項に基づく了承について、補助事業者が対象空き家の所有者と異なる場合は、事前に所有者の承諾を得ておくこととする。

(業務の委託)

第17条 市長は、補助金交付に係る業務の一部を外郭団体等に委託することができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、令和元年6月3日から施行する。
- この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和2年6月1日から施行する。
- この要綱は、令和2年8月3日から施行する。
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

補助金交付申請書

（和暦） 年 月 日

神戸市長宛

住所

団体名

代表者名

電話番号

下記補助金の交付について、申請します。

記

事業の名称	神戸市空き家・空き地地域利用応援制度 空き家地域利用片付け支援事業	
物件の所在地	神戸市 区	
目的及び内容		
処分・整理にかかる期間	着手予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
補助金の額	円	
算出の基礎		
補助金振込口座等 (いずれかに☑)	<p>受領委任(片付け業者に市から直接支払い)を行わない場合 <input type="checkbox"/>事業完了後（実績報告後）、補助金は以下の口座に振り込んでください。</p> <p>振込先口座 金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合・農協 _____ 支店・支所 預金種目 <input type="checkbox"/>普通 <input type="checkbox"/>当座 <input type="checkbox"/>その他（ _____ ） 口座番号 _____ 口座名義 _____ 口座名義（カナ） _____</p> <p>※申請者と一致している口座名義とする。</p> <p>受領委任(工事事業者に市から直接支払い)を行う場合 計画変更の可能性がある場合 <input type="checkbox"/>事業完了後（実績報告後）補助金請求書を提出します。</p>	

<p>誓約及び承諾事項</p> <p>(確認のうえ☑)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 要綱の規定を遵守し、申請した内容に虚偽がないこと 2 補助金交付決定通知後に請負契約を締結し申請した内容を遵守すること 3 補助事業完了後、事業を実施した空き家の状況等について、神戸市が求めた場合、必要な協力を行うこと 4 ホームページへの掲載等、市の広報において事例として紹介することについて承諾すること 5 本申請事項を確認するため、納税、暴力団との関係の有無等を含む調査を市長が実施することについて承諾すること 6 1年以上空き家・空き地地域利用バンクへの登録を継続すること（対象空き家の所有者と登録団体の間で賃貸及び売買契約を締結した場合を除く） <p><input type="checkbox"/>上記項目について、誓約及び承諾いたします。</p>
<p>添 付 書 類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家室内及び家財道具等の写真 ・ 補助対象経費が分かるもの（見積書）の写し ・ 空き家所有者または共有者が片付け作業及び本補助金の交付の申請に同意していることを証する書類の写し ・ 賃貸及び売買等に係る契約書の写し（対象空き家の所有者と登録団体の間で賃貸及び売買契約を締結した場合のみ）

補助金交付決定通知書

（公印省略）
第 号
（和暦） 年 月 日

（申請者名） 様

神戸市長

（和暦） 年 月 日付で申請のあった下記事業については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

事業の名称	神戸市空き家・空き地地域利用応援制度 空き家地域利用片付け支援事業
補助金の交付対象事業 及びその内容等	上記事業交付申請書に記載のとおり
補助金の額	円
交付の条件	<ul style="list-style-type: none">・補助金規則及び補助金交付要綱に従うこと。・上記のほか、補助事業の実施に際してその内容等に変更が生じた場合は、速やかに市長に報告するとともに必要な手続きを行うこと。

補助金不交付決定通知書

（公印省略）
第 号
（和暦） 年 月 日

（申請者名） 様

神戸市長

（和暦） 年 月 日付で申請のあった事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

1 不交付とした理由

補助金交付決定内容変更承認申請書

（和暦） 年 月 日

神戸市長宛

住 所

団 体 名

代表者名

電話番号

（和暦） 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

記

事業の名称	神戸市空き家・空き地地域利用応援制度 空き家地域利用片付け支援事業	
変更の理由		
処分にかかる期間	着手(予定)年月日	(年 月 日) 年 月 日
	完了(予定)年月日	(年 月 日) 年 月 日
補助金の額	(円) 円	
算出の基礎		
添付書類		

（注）表中、変更前の金額は上段に（ ）書き、変更後の金額は下段に記入する。

事業中止（廃止）承認申請書

（和暦） 年 月 日

神戸市長 宛

住 所

団 体 名

代表者名

電話番号

（和暦） 年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

記

事業の名称	神戸市空き家・空き地地域利用応援制度 空き家地域利用片付け支援事業
中止（廃止）の理由	
中止（廃止）の期日	（和暦） 年 月 日

補助金交付決定変更通知書

（公印省略）

第 号

（和暦） 年 月 日

（補助事業者名） 様

神戸市長

（和暦） 年 月 日付 第 号で変更申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

事業の名称	神戸市空き家・空き地地域利用応援制度 空き家地域利用片付け支援事業	
補助金の交付対象事業 及びその内容等	上記補助金交付決定内容変更承認申請書に記載のとおり	
補助金の額	当初交付決定額	円
	変更交付決定額	円
	差引交付決定額	円
交付の条件	・本表第2項の交付決定内容変更承認申請書に記載の内容のほか、当初の交付決定通知書（ 年 月 日付 第 号）の表第4項「交付の条件」のとおりとする。	

事業中止（廃止）承認通知書

（公印省略）
第 号
（和暦） 年 月 日

（補助事業者名） 様

神戸市長

（和暦） 年 月 日付で中止（廃止）申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

事業の名称	神戸市空き家・空き地地域利用応援制度 空き家地域利用片付け支援事業
交付決定日・番号	（和暦） 年 月 日付 第 号
中止（廃止）の期日	（和暦） 年 月 日

実 績 報 告 書

第 号
 (和暦) 年 月 日

神戸市長宛

住 所
 団 体 名
 代表者名

(和暦) 年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、その実績を報告します。

記

事業の名称	神戸市空き家・空き地地域利用応援制度 空き家地域利用片付け支援事業	
処分にかかる期間	着手年月日	(年 月 日) 年 月 日
	完了年月日	(年 月 日) 年 月 日
補助金の額	(円) 円	
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金請求書（様式第9号） ・片付け作業後の室内の写真 ・片付け作業にかかる契約内容を証する書類（請負契約書等）の写し ・補助対象経費が分かるもの（請求書または領収書）の写し ・その他市長が必要と認める書類 	

(注) 交付決定内容を上段に（ ）書き、実績を下段に記入する。

補助金請求書

請求金額	円
事業の名称	神戸市空き家・空き地地域利用応援制度 空き家地域利用片付け支援事業
交付決定（変更承認） 通知番号	（和暦） 年 月 日付 第 号

上記のとおり、補助金を交付されたく請求します。

（和暦） 年 月 日

神戸市長 宛

住 所

団 体 名

代表者名

・振込先口座

金融機関名	銀行	支店
預金種目	1. 普通 2. 当座 その他（ ）	
口座番号		
口座名義		

（注）口座名義は、補助事業者と同一の名義であること。

口座名義が異なる口座への振込となる場合は、補助金受領委任状（様式第12号）を提出すること。

※実績報告書に口座番号等がわかる書類（通帳の写し等）を添付すること。

補助金額確定通知書

（ 公 印 省 略 ）
第 号
（和暦） 年 月 日

（補助事業者名） 様

神 戸 市 長

（和暦） 年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、補助金の額を確定したので通知します。

記

事業の名称	神戸市空き家・空き地地域利用応援制度 空き家地域利用片付け支援事業
補助金の確定額	円
特 記 事 項	

補助金交付決定取消通知書

（ 公 印 省 略 ）
第 号
（和暦） 年 月 日

（補助事業者名） 様

神 戸 市 長

（和暦） 年 月 日付 第 号で交付決定した下記事業については、次のとおり交付決定を取消したので通知します。

記

事業の名称	神戸市空き家・空き地地域利用応援制度 空き家地域利用片付け支援事業
補助金の額	円
取消しの理由	

受 領 委 任 状

（和暦） 年 月 日

神戸市長 宛

（委任者）住 所

団 体 名

代表者名

印

私は、下記1受任者を代理人と定め、下記2の補助金に係る下記3の金額の受領を委任します。

記

1. 受任者

住 所		印
氏 名		

2. 事業の名称

神戸市空き家・空き地地域利用応援制度 空き家地域利用片付け支援事業

3. 受領委任する金額

金 _____ 円

4. 振込先口座

金融機関名	銀行	支店	
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他（ ）
口座番号			
口座名義			

※実績報告書に添付している「受領委任先の請求書」に振込口座の記載もしくは振込口座の口座番号等がわかる書類（通帳の写し等）を添付すること。